

緊急時における授業の休講措置に関する取扱いについて（オホーツク）

天災（台風、大雪等）、事故、ストライキ等により交通機関が不通の場合、また、気象庁から暴風等の警報又は特別警報が発令された場合の授業（定期試験を含む）の休講措置に関して、以下のとおり判断基準を定めています。

【オホーツクキャンパス】

1. 交通機関が不通の場合

網走バス（市内路線）が全面不通の場合は、授業（定期試験を含む）をすべて休講とする。

また、当該路線が一部不通の場合も、状況によっては、同様の休講措置を講ずる。

ただし、全面不通または一部不通の状況が、以下のとおり復旧した場合は、休講措置を解除し授業を実施する。

（1）午前6時までに復旧：平常どおり実施

（2）午前10時までに復旧：3時限目から実施

なお、一部不通の場合は、上記の条件及び不通区間の影響範囲を勘案して決定する。

2. 気象庁から警報又は特別警報が発令された場合

暴風、大雪、暴風雪の警報又は特別警報が「網走西部（北見市常呂、網走市、佐呂間町、大空町）」で発令された場合は、授業（定期試験を含む）をすべて休講とする。

ただし、以下のとおり警報が解除された場合は、休講措置を解除し授業を実施する。

（1）午前6時までに警報が解除：平常どおり実施

（2）午前10時までに警報が解除：3時限目から実施

（※ただし、警報が解除された後でも、通学路の除雪整備が十分でない場合は、休講措置を継続する。）

なお、警報が発令された場合であっても、警戒期間の開始日時が翌日等であり、授業の実施・継続に直ちに影響がないと判断される時は、授業を実施する。

3. 学生等への最終連絡

上記1または2により、休講を決定した場合は、その内容を学生ポータルで告知する。

以上